

公欠の承認基準について

美術学部・研究科の学生の公欠が認められる事由は下記のとおりです。

- (1) 忌引（配偶者、1親等（父母及び子）：連続する7日間、2親等（祖父母、兄弟姉妹及び孫）：連続する3日間）
- (2) 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合又は感染のおそれがある場合
- (3) 教育実習（期間中及び実習の為の打合せ）
- (4) 介護等体験（期間中及び事前指導）
- (5) 古美術研究旅行
- (6) 五芸祭実行委員（全日程）及び体育大会参加者（開催日のみ）
- (7) その他学部教授会が認めた特別事由

【注意事項】

- 集中講義の公欠は認められない。
- 古美術研究旅行以外の旅行等は公欠の対象とはならない。
- （2）学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症については、大学HPの「学生生活>福利厚生・生活サポート>学校における感染症」を確認すること。
- （5）（6）（7）については美術学部教授会で承認されたもののみが公欠の対象となる。
- 公欠申請手続きの詳細については大学HPの「学生生活>お知らせ>美術学部・研究科>公欠申請手続き」を確認すること。